

令和7年3月5日

第2回岩美町議会定例会議案

岩 美 町

目 次

- 議案第 6号 岩美町代替バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 7号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 8号 令和6年度岩美町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第 9号 令和6年度岩美町代替バス運送事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 令和6年度岩美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 令和6年度岩美町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第12号 令和6年度岩美町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 令和6年度岩美町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第14号 令和6年度岩美町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 令和6年度岩美町病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 岩美めぐみ館の指定管理者の指定について
- 議案第17号 道の駅きなんせ岩美の指定管理者の指定について
- 議案第18号 職員の給与に関する条例及び岩美町職員の定年引上げ等に伴う関係
条例の整備に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の設定について
- 議案第22号 岩美町物品調達基金条例の廃止について
- 議案第23号 岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

- 議案第24号 岩美町立東浜海岸野外施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について
- 議案第25号 岩美町あらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例の設定に
ついて
- 議案第26号 岩美町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償
に関する条例の廃止について
- 議案第27号 岩美町立大谷4区多目的集会所の設置及び管理に関する条例の廃止
について
- 議案第28号 岩美町立法正寺部落多目的集会所の設置及び管理に関する条例の
廃止について
- 議案第29号 町有財産の譲渡について
- 議案第30号 町有財産の譲渡について
- 議案第31号 岩美町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第32号 岩美町道路線の認定について
- 議案第33号 令和7年度岩美町一般会計予算
- 議案第34号 令和7年度岩美町代替バス運送事業特別会計予算
- 議案第35号 令和7年度岩美町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第36号 令和7年度岩美町国民健康保険特別会計予算
- 議案第37号 令和7年度岩美町介護保険特別会計予算
- 議案第38号 令和7年度岩美町水道事業会計予算
- 議案第39号 令和7年度岩美町下水道事業会計予算
- 議案第40号 令和7年度岩美町病院事業会計予算

議案第 6 号

岩美町代替バスの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

次のとおり岩美町代替バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

県道岩美停車場河崎線(新井地内)の交通規制解除に伴い、町営バスの路線を変更するため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

岩美町代替バスの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

岩美町代替バスの設置及び管理に関する条例（昭和53年岩美町
条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「19.06」を「18.60」に、「15.44」
を「14.98」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月15日から施行する。

議案第 7 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

岩美病院の業務委託等に係る不適切な事務処理により町民の信頼を損なったことに対し、病院事業管理者の監督責任を明らかにするため、給与を減額しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和44年岩美町条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 34 令和7年4月に限り、病院事業管理者の給料月額は、別表の給料月額に100分の10を乗じて得た額を同表の給料月額から減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第8号

令和6年度岩美町一般会計補正予算（第8号）

令和6年度岩美町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233,483千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,626,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予算 補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 町	税	1 町 民 税	1,016,190	8,100	1,024,290
11 地 方 交 付 税		1 地 方 交 付 税	389,173	8,100	397,273
			3,485,087	180,602	3,665,689
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1 地 方 交 付 税	3,485,087	180,602	3,665,689
		1 負 担 金	369	30	339
14 使 用 料 及 び 手 数 料		1 負 担 金	369	30	339
		1 使 用 料	81,609	6,354	75,255
		2 手 数 料	66,150	5,701	60,449
15 国 庫 支 出 金		1 使 用 料	15,459	653	14,806
		2 手 数 料	1,170,764	202,238	968,526
		1 国 庫 負 担 金	462,759	20,274	483,033
		2 国 庫 補 助 金	705,378	222,512	482,866
16 県 支 出 金		1 国 庫 補 助 金	654,612	11,742	642,870
		1 県 負 担 金	234,571	3,574	230,997
		2 県 補 助 金	349,396	4,843	344,553
		3 県 委 託 金	70,645	3,325	67,320
17 財 産 収 入		1 財 産 運 用 収 入	27,186	995	28,181
		2 財 産 売 払 収 入	27,183	1,050	26,133
			3	2,045	2,048
18 寄 附 金		1 財 産 運 用 収 入	99,767	2,630	102,397
		1 寄 附 金	99,767	2,630	102,397
19 繰 入 金		1 基 金 繰 入 金	422,594	172,323	250,271
		2 町 預 金 利 子	422,594	172,323	250,271
21 諸 収 入		1 基 金 繰 入 金	52,153	277	52,430
		2 町 預 金 利 子	10	10	0
		3 貸 付 金 元 利 収 入	2,247	1,947	300

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸 収 入	4 受託事業収入	1	776	777
	5 雑 入	49,893	1,458	51,351
22 町 債		389,692	33,400	356,292
	1 町 債	389,692	33,400	356,292
歳 入	合 計	7,859,716	233,483	7,626,233

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	1 議 会 費	87,433	2,081	85,352
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費 2 徴 税 費 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 4 選 挙 費 5 統 計 調 査 費 6 監 査 委 員 費	1,564,983 1,396,391 79,331 50,391 20,790 8,211 9,869	166,874 160,564 1,303 1,856 2,323 726 102	1,398,109 1,235,827 78,028 48,535 18,467 7,485 9,767
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費 2 児 童 福 祉 費 3 生 活 保 護 費	2,437,174 1,430,620 845,983 160,571	2,609 6,530 10,207 1,068	2,434,565 1,437,150 835,776 161,639
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費 2 清 掃 費 3 病 院 費	875,036 196,043 188,106 490,887	2,943 3,058 5,637 11,638	877,979 192,985 182,469 502,525
5 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費 2 林 業 費 3 水 産 業 費	377,003 253,366 52,293 71,344	19,398 14,413 1,191 3,794	357,605 238,953 51,102 67,550
6 商 工 費	1 商 工 費	208,016 208,016	5,364 5,364	202,652 202,652
7 土 木 費	1 土 木 管 理 費 2 道 路 橋 り よ う 費	640,086 66,635 366,588	3,979 26,305 31,143	636,107 92,940 335,445

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土 木 費	3 都 市 計 画 費	7,455	38	7,417
	4 下 水 道 費	115,788	6,667	122,455
	5 住 宅 費	83,037	5,768	77,269
	6 河 川 海 岸 費	583	2	581
	8 消 防 費	271,569	25,927	245,642
	1 消 防 費	271,569	25,927	245,642
9 教 育 費	1 教 育 総 務 費	673,010	6,982	666,028
	2 小 学 校 費	106,080	6,806	99,274
	3 中 学 校 費	209,333	2,091	207,242
	4 社 会 教 育 費	75,220	609	75,829
	5 保 健 体 育 費	149,972	12	149,960
11 公 債 費	1 公 債 費	132,405	1,318	133,723
		722,406	3,212	719,194
歳 出	合 計	7,859,716	233,483	7,626,233

第 2 表 繰越明許費補正

1. 追加 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	地域介護福祉空間整備事業交付金	14,213
		住民税非課税世帯支援給付金事業	1,012
7 土木費	2 児童福祉費	児童センター整備事業	18,870
		地籍調査事業	29,551
	2 道路橋りょう費	町道新設改良事業	83,615
		町営住宅整備 P F I 導入可能性調査事業	7,260
5 住宅費	子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成事業	19,190	
8 消防費	1 消防費	避難所環境整備事業	4,600
合 計			178,311

第 3 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

1. 追加

事項	期間	限度額
岩美町小規模事業者経営改善資金利子補給金	令和7年度から 令和9年度まで	216
合計		216

2. 変更

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
岩美町地域経済変動対策特別金融支援事業補助金	令和7年度から 令和9年度まで	1,763	令和7年度から 令和9年度まで	512

第 4 表 地 方 債 補 正

1. 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童センター整備事業	千円 46,900	証書借入 又 証券発行	4.5% 以 内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れの資 金について利率の見 直しを行った後にお いては当該見直し後 の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定する ものによる。町財政の都合によ り、据置期間及び償還期限を短 縮し若しくは、繰上げ償還又は 低利に借換えすることができ る。
合 計	436,592			

2. 変更

起債の目的	補正前		補正後		
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
ケーブルテレビ機器更新事業	千円 14,500	証書借入 又 証券発行	千円 13,300	補	
過疎地域持続的発展特別事業	72,500		61,200	補	
捕獲個体一時保管庫整備事業	11,300		9,200	正	
田後公園転落防止柵改修事業	10,500		4,100	前	
町道新設改良事業	126,000		103,200	前	
緊急防災・減災事業	66,800		64,500	に	
高機能消防指令センター整備事業	24,900		0	同	
小学校施設改修事業	49,500		40,200	じ	
合 計	436,592			356,292	

議案第9号

令和6年度岩美町代替バス運送事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度岩美町の代替バス運送事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ460千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,489千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予算 補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	金		1,880	360	2,240
		1 使用料	1,880	360	2,240
2 県支出金	金		19,479	517	18,962
		1 県補助金	19,479	517	18,962
3 繰入金	金		36,587	303	36,284
		1 他会計繰入金	36,587	303	36,284
歳入		合計	57,949	460	57,489

(単位：千円)

歳出		款	項	補正前の額	補正額	計
1 総	務	費		57,749	460	57,289
			1 総務管理費	57,749	460	57,289
歳	出	合	計	57,949	460	57,489

議案第10号

令和6年度岩美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度岩美町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,889千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予算 補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		130,501	4,363	134,864
4 繰入	1 後期高齢者医療保険料	130,501	4,363	134,864
	1 他会計繰入金	54,860	3,336	51,524
5 繰越	1 繰越	54,860	3,336	51,524
	1 繰越	1	862	863
	1 繰越	1	862	863
歳入	合計	189,740	1,889	191,629

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 広域連合納付金		182,520	1,889	184,409
	1 広域連合納付金	182,520	1,889	184,409
歳出	合計	189,740	1,889	191,629

議案第111号

令和6年度岩美町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度岩美町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,740千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,340,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予算 補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税			169,919	2,268	167,651
4 県支出金		1 国民健康保険税	169,919	2,268	167,651
5 財産収入		1 県補助金	1,081,188	20,421	1,060,767
7 繰入金		1 財産運用収入	1,081,187	20,421	1,060,766
		1 他会計繰入金	111	102	9
		1 他会計繰入金	111	102	9
		1 他会計繰入金	106,159	2,051	108,210
		1 他会計繰入金	91,219	2,051	93,270
歳入	合	計	1,360,799	20,740	1,340,059

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費			13,440	200	13,240
		1 総務管理費	12,489	15	12,474
		2 徴税費	754	185	569
2 保険給付費			1,054,108	19,192	1,034,916
		1 療養諸費	880,908	19,192	861,716
3 国民健康保険事業費納付金			254,775	0	254,775
		1 医療給付費分	164,581	0	164,581
		2 後期高齢者支援金等分	71,171	0	71,171
		3 介護納付金分	19,023	0	19,023
5 保健事業費			29,090	1,328	27,762
		2 保健事業費	6,834	1,328	5,506
6 積立金			111	102	9
		1 積立金	111	102	9
7 諸支出金			7,274	82	7,356
		1 償還金及び還付加算金	1,662	5	1,667
		3 繰り出し金	5,611	77	5,688
歳出	合計	計	1,360,799	20,740	1,340,059

議案第12号

令和6年度岩美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度岩美町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65,304千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,596,863千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予算 補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
3	国庫支出金		414,788	19,296	395,492
	1	国庫負担金	275,170	13,740	261,430
	2	国庫補助金	139,618	5,556	134,062
4	支払基金交付金		414,630	16,656	397,974
	1	支払基金交付金	414,630	16,656	397,974
5	県支出金		221,345	6,531	214,814
	1	県負担金	211,053	6,100	204,953
	2	県補助金	10,292	431	9,861
6	財産収入		76	2	78
	1	財産運用収入	76	2	78
7	繰入金		247,990	22,731	225,259
	1	一般会計繰入金	222,601	9,950	212,651
	2	基金繰入金	25,389	12,781	12,608
11	サービス事業勘定繰入金		6,379	92	6,287
	1	一般会計繰入金	6,379	92	6,287
歳	合	計	1,662,167	65,304	1,596,863

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費		12,883	2,103	10,780
3	介護認定審査委員会費		5,933	2,103	3,830
2	保険給付費		1,496,069	61,049	1,435,020
1	介護サービス等諸費		1,370,028	48,241	1,321,787
2	介護予防サービス等諸費		53,883	4,720	49,163
3	その他の諸費		1,861	88	1,773
5	特定入所者介護サービス等費		36,180	8,000	28,180
3	地域支援事業費		68,543	2,411	66,132
1	介護予防・生活支援サービス事業費		32,938	40	32,978
2	一般介護予防事業費		6,859	633	6,226
3	包括的支援事業・任意事業費		28,352	1,818	26,534
4	基金積立金		10,912	186	11,098
1	基金積立金		10,912	186	11,098
5	諸支出金		61,948	165	62,113
1	償還金及び還付加算金		61,948	165	62,113
6	サービス事業勘定総務費		7,910	36	7,874
1	サービス管理費		7,910	36	7,874
7	サービス事業勘定事業費		3,902	56	3,846
1	介護予防支援事業費		3,902	56	3,846
歳	出	合計	1,662,167	65,304	1,596,863

議案第13号

令和6年度岩美町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度岩美町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度岩美町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	
		収	入	支	出
第1款	水道事業収益	251,343千円	8,007千円	259,350千円	
第1項	営業収益	210,537千円	1,017千円	211,554千円	
第2項	営業外収益	40,806千円	6,990千円	47,796千円	
第1款	水道事業費用	251,343千円	8,007千円	259,350千円	
第1項	営業費用	223,419千円	3,703千円	227,122千円	
第2項	営業外費用	27,774千円	4,304千円	32,078千円	

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文中括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額114,893千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,697千円、過年度分損益勘定留保資金102,196千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	収 入	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	220,506千円	△13,484千円	207,022千円	
第1項 企業債	142,500千円	△7,100千円	135,400千円	
第3項 補助金	57,894千円	△6,384千円	51,510千円	
第1款 資本的支出	338,897千円	支 出	△16,982千円	321,915千円
第1項 建設改良費	215,163千円	△16,982千円	198,181千円	

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
水道施設改良事業	千円 142,500	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においてはその当該見直しの利率)	償還の方法 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し若しくは、繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 135,400	補正前に同じ
						利率 % 補正前に同じ
						償還の方法 補正前に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	26,389千円	△913千円	25,476千円

(たな卸資産の購入限度額の補正)

第6条 予算第10条中「2,624千円」を「1,919千円」に改める。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

議案第14号

令和6年度岩美町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度岩美町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度岩美町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	収 入		(計)
		(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款	下水道事業収益	410,725千円	29,082千円	439,807千円
第1項	営業収益	197,279千円	3,015千円	200,294千円
第2項	営業外収益	210,446千円	25,681千円	236,127千円
第3項	特別利益	3,000千円	386千円	3,386千円
第1款	下水道事業費用	410,725千円	29,082千円	439,807千円
第1項	営業費用	356,023千円	30,617千円	386,640千円
第2項	営業外費用	51,901千円	△535千円	51,366千円
第3項	特別損失	2,651千円	△1,000千円	1,651千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文中括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額41,739千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,059千円、当年度損益勘定留保資金34,680千円で補てんするものとす。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	収 入	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	394,528千円	△15,535千円	378,993千円	
第1項 企業債	248,200千円	△1,500千円	246,700千円	
第2項 補助金	51,618千円	△13,331千円	38,287千円	
第3項 負担金等	49,641千円	△352千円	49,289千円	
第4項 出資金	45,069千円	△352千円	44,717千円	
第1款 資本的支出	430,624千円	△9,892千円	420,732千円	
第1項 建設改良費	125,832千円	△9,892千円	115,940千円	

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設改良事業	千円 48,500	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行っては当該見直し後の利率)	償還の方法 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し若しくは、繰上げ償還又は低利に借換えすることができ。	千円 47,000	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	6,315千円	338千円	6,653千円

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

議案第15号

令和6年度岩美町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度岩美町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度岩美町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条（2）年間患者数中「入院32,120人」を「入院27,010人」に、「外来68,526人」を「外来54,554人」に、（3）一日平均患者数中「入院88人」を「入院74人」に、「外来282人」を「外来225人」に、（4）主要な建設改良事業中「医療機械器具等購入事業64,803千円」を「医療機械器具等購入事業58,486千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（ 補 正 予 定 額 ）	
	（既決予定額）	（ 計 ）
	収	入
第1款 病院事業収益	2,337,578千円	△406,555千円
第1項 医療収益	1,819,712千円	△388,152千円
第2項 介護サービス収益	58,027千円	△18,467千円

第3項	訪問看護ステーション収益	39,803千円	△10,901千円	28,902千円
第4項	医業外収益	420,035千円	10,965千円	431,000千円
第5項	特別利益	1千円	0千円	1千円

支 出

第1款	病院事業費用	2,337,578千円	△82,056千円	2,255,522千円
第1項	医業費用	2,252,747千円	△82,624千円	2,170,123千円
第2項	訪問看護ステーション費用	36,053千円	57千円	36,110千円
第3項	医業外費用	44,878千円	157千円	45,035千円
第4項	特別損失	3,600千円	354千円	3,954千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文中括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額137,777千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,098千円、過年度分損益勘定留保資金126,679千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款	資本的収入	264,722千円	△7,958千円	256,764千円
第1項	企業債	113,800千円	△3,700千円	110,100千円
第3項	補助金	15,806千円	△5,708千円	10,098千円
第4項	看護師奨学金貸付金返還金	0千円	1,450千円	1,450千円

	支	出	
第1款	408,294千円	△13,753千円	394,541千円
第1項	132,783千円	△10,703千円	122,080千円
第2項	270,111千円	100千円	270,211千円
第3項	3,000千円	△750千円	2,250千円
第4項	2,400千円	△2,400千円	0千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のように改める。

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
医療機械 器具等購入 事業	千円 113,800	証書 借入は 又証券 発行	4.5% 以内(ただ し、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その融資 条件により、銀行 その他の場合に は、その債権者と 協定するものに よる。ただし、町 財政の都合によ り、据置期間及び 償還期限を短縮 し若しくは、繰上 げ償還又は低利 に借換えするこ とができる。	千円 110,100	補正前 に同じ	% 補正前 に同じ	補正前 に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)
第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1, 196, 979千円	△38, 112千円	1, 158, 867千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条本文中「5, 611千円」を「5, 688千円」に改め、次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
国民健康保険特別会計	5, 611千円	77千円	5, 688千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第10条本文中「502, 157千円」を「437, 157千円」に改める。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

議案第 16 号

岩美めぐみ館の指定管理者の指定について

次のとおり岩美めぐみ館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

- 1 公の施設の名称
岩美めぐみ館
- 2 指定管理者となる団体の名称等
鳥取県岩美郡岩美町大字新井 3 3 7 番地 4
株式会社いわみ道の駅
代表取締役 長 戸 清
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

岩美めぐみ館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、株式会社いわみ道の駅を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 17 号

道の駅きなんせ岩美の指定管理者の指定について

次のとおり道の駅きなんせ岩美の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

道の駅きなんせ岩美

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字新井 3 3 7 番地 4

株式会社いわみ道の駅

代表取締役 長 戸 清

3. 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

道の駅きなんせ岩美の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、株式会社いわみ道の駅を指定管理者として指定しようとするものがあります。

議案第 18 号

職員の給与に関する条例及び岩美町職員の定年引上げ等に
伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例及び岩美町職員の定年引上げ
等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正することについ
て、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定
により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、職員の手当等の改定を行うため、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

職員の給与に関する条例及び岩美町職員の定年引上げ等に
伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和41年岩美町条例第6号)
の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条の2第1項「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）」を削る。

第18条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第25条の3中「第10条の3」を「第10条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100

任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000

39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500

73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			

107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308,200				
125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

別表第2（第3条関係）

(1) 医療職(2)給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	

27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800		
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400		

61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800		
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300		
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800		
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300		
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900		
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400		
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
78	254,800	291,900	328,600	349,900			
79	255,100	292,200	329,000	350,100			
80	255,300	292,500	329,500	350,400			
81	255,500	292,800	330,000	350,900			
82	255,800	293,100	330,400	351,200			
83	256,100	293,400	330,600	351,500			
84	256,300	293,700	330,900	351,800			
85	256,500	293,900	331,300	352,200			
86		294,100	331,700	352,500			
87		294,300	332,000	352,800			
88		294,500	332,300	353,100			
89		294,900	332,600	353,500			
90		295,100	332,800	353,800			
91		295,300	333,200	354,100			
92		295,500	333,500	354,400			
93		295,900	333,700	354,700			
94		296,100	334,000	355,100			

95		296,300	334,300	355,500			
96		296,600	334,600	355,900			
97		296,900	334,800	356,400			
98		297,100	335,100	356,800			
99		297,300	335,400	357,200			
100		297,600	335,600	357,600			
101		297,900	335,800	358,100			
102		298,100	336,000				
103		298,300	336,400				
104		298,600	336,600				
105		298,900	336,800				
106			337,200				
107			337,600				
108			338,000				
109			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

(2) 医療職(3)給料表

職員 の	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料

区分		月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200

32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	

66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600		
87	286,600	313,900	351,500	370,200		
88	287,100	314,900	352,300	370,700		
89	287,600	315,800	352,900	371,000		
90	288,100	316,900	353,500	371,500		
91	288,600	317,900	354,100	371,900		
92	289,100	318,900	354,700	372,200		
93	289,600	319,700	355,100	372,800		
94	290,200	320,400	355,500	373,300		
95	290,800	321,100	356,000	373,800		
96	291,400	321,700	356,400	374,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900		
98	292,500	322,500	357,300	375,400		
99	293,000	323,100	357,800	375,900		

100	293,500	323,700	358,200	376,300		
101	294,000	324,100	358,500	376,900		
102	294,500	324,700	359,000	377,400		
103	295,000	325,300	359,400	377,900		
104	295,400	325,800	359,700	378,400		
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		
108	297,100	327,700	361,600	380,400		
109	297,300	328,100	362,100	381,000		
110	297,600	328,500	362,600			
111	297,800	328,800	363,100			
112	298,100	329,100	363,500			
113	298,400	329,400	363,900			
114	298,600	329,800	364,300			
115	298,900	330,100	364,800			
116	299,100	330,400	365,300			
117	299,400	330,600	365,700			
118	299,700	330,900	366,200			
119	300,000	331,200	366,700			
120	300,300	331,400	367,200			
121	300,600	331,600	367,500			
122	301,000	331,900				
123	301,300	332,200				
124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				

134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					

	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

（岩美町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第2条 岩美町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年岩美町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第6項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改め、附則第13条第7項中「第10条の3」を「第10条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属し

ていた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第9条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは

「（5）重度心身障害者

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表第1（附則第2項関係）

職員の号級の切替表

ア 行政職給料表（1）

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1

8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29

42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63

76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			

110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 医療職給料表（２）

旧号給	新号給			
	3級	4級	3級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14

27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48

61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		

95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

ウ 医療職給料表（3）

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1

10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31

44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	

78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		

112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

議案第 19 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

仕事と育児、介護を両立でき、柔軟な働き方を実現するための措置を講じるため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年岩美町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「あり、」の次に「並びに」を加え、「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第15条第1項中「等」を「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の2第1項で「配偶者等」という。）」に改める。

第16条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 20 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、引用する条項の整理を行うため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年岩美町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１８条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 2 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を一括して改正する条例を設定しようとするものであります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和41年岩美町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号、第19条の3第1項第1号並びに第3項第1号及び第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岩美町水道水源保護条例の一部改正)

第2条 岩美町水道水源保護条例(平成2年岩美町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第19条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘

禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

議案第 22 号

岩美町物品調達基金条例の廃止について

次のとおり岩美町物品調達基金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

調達物品の減少により、基金の活用を必要としなくなった状況を鑑み、本条例を廃止しようとするものであります。

岩美町物品調達基金条例を廃止する条例

岩美町物品調達基金条例（昭和49年岩美町条例第12号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 23 号

岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

次のとおり岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決
を求める。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の運営に関する職員の配置基準等を定めるため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年岩美町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 24 号

岩美町立東浜海岸野外施設の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

次のとおり岩美町立東浜海岸野外施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

施設設備の老朽化、物価高騰などにより維持管理費が膨らんでいることから、施設の適切な管理を図り安定的な施設運営を行うため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

岩美町立東浜海岸野外施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

岩美町立東浜海岸野外施設の設置及び管理に関する条例（平成3年岩美町条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	時期	利用料金
町内	繁忙期	1人3時間につき100円
	繁忙期以外の日	1人1回につき100円
町外	繁忙期	1人3時間につき500円
	繁忙期以外の日	1人1回につき500円
備考 1 この表において「繁忙期」とは、7月1日から8月31日までの期間をいう。		

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第 25 号

岩美町あらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例
の設定について

次のとおり岩美町あらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例
を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

差別及びインターネット上における人権侵害等の問題を解消し差別のない町づくりを推進するため、この条例を設定しようとするものであります。

岩美町あらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別が個々の人間の尊厳を侵すものであり、かつ、すべての国民が法の下に平等であって、基本的人権の享有を妨げられないことを定める日本国憲法の理念から社会的にその存在を許されないものであることに鑑み、差別及びインターネット上における人権侵害等の問題を解消するための町及び町民の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることによって、差別のない明るい町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為（いずれもインターネットを通じて行う行為を含む。）を行ってはならない。

2 町民は、町が行う人権擁護に関する施策に積極的に参加する等自ら人権意識の向上を図るよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するため生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上、人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(実態調査)

第5条 町は、前条の施策の推進に反映させるため、必要に応じて、実態調査等を行うものとする。

(人権啓発活動の充実)

第6条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため人権啓発活動の充実に努め、人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の確立)

第7条 町は、この条例に基づく諸施策を効果的に推進するため国、県及び関係団体との連携の強化等施策の推進体制の充実に努める

ものとする。

(審議会)

第8条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消をめざすため、その必要な施策に関して重要事項を調査審議する機関として、「岩美町あらゆる差別の解消及び人権擁護に関する審議会」(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岩美町あらゆる差別をなくする条例の廃止)

2 岩美町あらゆる差別をなくする条例(平成6年岩美町条例第35号)は、廃止する。

議案第 26 号

岩美町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の廃止について

次のとおり岩美町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例を廃止することについて、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の
議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る事務を鳥取県町村総合事務組合が共同処理するため、この条例を廃止しようとするものであります。

岩美町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例を廃止する条例

岩美町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補
償に関する条例（平成14年岩美町条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 27 号

岩美町立大谷 4 区多目的集会所の設置及び管理に
関する条例の廃止について

次のとおり岩美町立大谷 4 区多目的集会所の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

他の部落公民館との均衡を図り、地域の活性化に資するよう、岩美町立大谷4区多目的集会所を大谷自治会へ無償譲渡を予定していることに伴い、行政財産としての用途を廃止するため、この条例を廃止しようとするものであります。

岩美町立大谷 4 区多目的集会所の設置及び管理に
関する条例を廃止する条例

岩美町立大谷 4 区多目的集会所の設置及び管理に関する条例（昭和 6 1 年岩美町条例第 1 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

岩美町立法正寺部落多目的集会所の設置及び管理に
関する条例の廃止について

次のとおり岩美町立法正寺部落多目的集会所の設置及び管理に
関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第
67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

他の部落公民館との均衡を図り、地域の活性化に資するよう、岩美町立法正寺部落多目的集会所を法正寺部落へ無償譲渡を予定していることに伴い、行政財産としての用途を廃止するため、この条例を廃止しようとするものであります。

岩美町立法正寺部落多目的集会所の設置及び管理
に関する条例を廃止する条例

岩美町立法正寺部落多目的集会所の設置及び管理に関する条例
(昭和61年岩美町条例第14号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 29 号

町有財産の譲渡について

次のとおり町有財産を無償譲渡することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

1. 譲渡する財産

建物の名称	所在地	構造	延床面積
岩美町立大谷 4 区多目的集 会所	岩美町大字大谷 1115 番地 6	鉄骨造 2 階建	134.81 m ²

2. 譲受人 大谷自治会 (会長 澤 善彦)

(提案理由)

岩美町立大谷4区多目的集会所の有効利用と併せて地域の活性化に資するため、これを地元は無償譲渡しようとするものであります。

議案第 30 号

町有財産の譲渡について

次のとおり町有財産を無償譲渡することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

1. 譲渡する財産

建物の名称	所在地	構造	延床面積
岩美町立法正寺部落多目的集会所	岩美町大字蒲生 550 番地 3	鉄骨造 2 階建	109.02 m ²

2. 譲受人 法正寺部落 (区長 山根 俊一)

(提案理由)

岩美町立法正寺部落多目的集会所の有効利用と併せて地域の活性化に資するため、これを地元は無償譲渡しようとするものであります。

議案第 3 1 号

岩美町過疎地域持続的発展計画の変更について

次のとおり岩美町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

児童センターの整備に伴い、岩美町過疎地域持続的発展計画の一部を変更しようとするものであります。

議案第 3 2 号

岩美町道路線の認定について

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

整理番号 (路線番号)	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
6 9 2 (3 1 0 4)	駟馳山大谷線	岩美町大字大谷字越後谷 2214-14 地先	
		岩美町大字大谷字東町田 1552-1 地先	
6 9 3 (3 1 0 5)	岩本浦富線	岩美町大字岩本字中縄手 558-1 地先	
		岩美町大字浦富字中浜 2475-9 地先	
6 9 4 (4 1 2 0)	牧谷 9 号線	岩美町大字牧谷字浜田 1068-1 地先	
		岩美町大字牧谷字浜田 1047-1 地先	
6 9 5 (5 0 6 2)	陸上 3 1 号線	岩美町大字陸上字堤谷 202-1 地先	
		岩美町大字陸上字前田 429-1 地先	
6 9 6 (6 0 9 5)	新井 1 1 号線	岩美町大字新井字下古川 245-5 地先	
		岩美町大字新井字上古川 218-5 地先	

(提案理由)

今回の町道認定は、山陰近畿自動車道の岩美道路が開通したことを受け、鳥取県より一般国道178号の一部とその周辺路線及び、県道岩美停車場河崎線の新井橋周辺の工事が完成したことを受け、旧道の路線の移管申し出があったものを、町道として認定し管理しようとするものであります。

議案第33号

令和7年度岩美町一般会計予算

令和7年度岩美町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,038,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費総額及

び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をする

ことができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、

起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用する
ことができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内
でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予 算
(単位：千円)

歳 入	款	項	金 額
1 町	税		1,072,413
		1 町 民 税	437,159
		2 固 定 資 産 税	511,164
		3 軽 自 動 車 税	48,494
		4 市 町 村 た ば こ 税	74,186
		5 入 湯 税	1,410
2 地 方 譲 与 税			62,700
		1 自 動 車 重 量 譲 与 税	37,200
		2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	11,400
		3 森 林 環 境 譲 与 税	14,100
3 利 子 割 交 付 金			800
		1 利 子 割 交 付 金	800
4 配 当 割 交 付 金			6,700
		1 配 当 割 交 付 金	6,700
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			7,900
		1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,900
6 法 人 事 業 税 交 付 金			14,800
		1 法 人 事 業 税 交 付 金	14,800
7 地 方 消 費 税 交 付 金			269,100
		1 地 方 消 費 税 交 付 金	269,100
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			300
		1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金			7,400
		1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	7,400
10 地 方 特 例 交 付 金			5,000
		1 地 方 特 例 交 付 金	5,000

款		項		金額
11	地方交付税			
		1	地方交付税	3,630,000
12	交通安全対策特別交付金			
		1	交通安全対策特別交付金	500
13	分担金及び負担金			
		1	負担金	330
14	使用料及び手数料			
		1	使用料	74,548
		2	手数料	59,684
				14,864
15	国庫支出金			
		1	国庫負担金	973,830
		2	国庫補助金	524,006
		3	国庫委託金	447,160
				2,664
16	県支出金			
		1	県負担金	751,279
		2	県補助金	231,608
		3	県委託金	381,185
				138,486
17	財産収入			
		1	財産運用収入	29,660
		2	財産売却収入	27,208
				2,452
18	寄附金			
		1	寄附金	101,966
19	繰入金			
		1	繰入金	101,966
				453,056
20	繰越金			
		1	繰越金	453,056
				1
		1	繰越金	1

款		項	金	額
21 諸	収	入		
			1 延滞金加算金及び過料	43,217
			2 町預金利息	2
			3 貸付金元利収入	31
			4 受託事業収入	2,247
		5 雑	1	
			40,936	
22 町	債		532,500	
		1 町債	532,500	
歳		入	合計	8,038,000

(単位：千円)

歳出

款	項	金額
1 議	1 議	86,559
2 総	1 総務	1,529,886
	2 徴	1,332,727
	3 戸籍住民基本台帳	89,223
	4 選挙	45,996
	5 統計調査	38,993
	6 監査委員	12,975
3 民	1 社会福祉社	9,972
	2 児童福祉社	2,665,604
	3 生活保護	1,328,871
4 衛	1 保健衛生	1,177,090
	2 清掃	159,643
	3 病院	858,695
5 農林水産業	1 農業	188,343
	2 林業	201,564
	3 水産	468,788
6 商	1 商業	350,212
	2 工業	253,546
	3 産業	55,246
7 土	1 土木	41,420
	2 道路橋りょう	231,839
	3 管理	231,839
	4 費用	565,870
	5 費用	95,431
	6 費用	308,782

款	項	金額
7 土 木 費	3 都 市 計 画 費	7,708
	4 下 水 道 費	117,575
	5 住 宅 費	35,789
	6 河 川 海 岸 費	585
8 消 防 費		265,392
	1 消 防 費	265,392
9 教 育 費		710,544
	1 教 育 総 務 費	104,333
	2 小 学 校 費	252,225
	3 中 学 校 費	99,830
	4 社 会 教 育 費	146,154
	5 保 健 体 育 費	108,002
10 災 害 復 旧 費		1,000
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,000
11 公 債 費		770,399
	1 公 債 費	770,399
12 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	8,038,000

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3	民生費	2 児童福祉費	千円 450,000	令和7年度 令和8年度	千円 270,000 180,000
		児童センター整備事業			

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業小口融資に係る損失補償	令和7年度の融資について、令和8年度から金銭消費貸借に係る契約書に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで。ただし、条件変更措置を受けて貸付期間を延長した場合、その延長した後の償還が完了する日が属する年度の翌年度まで。	鳥取県信用保証協会が代位弁済した年度の翌年度の10月末日における、代位弁済した額の残額の1割に相当する額
合 計		

第 4 表 方 地 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎地域持続的発展特別事業	千円 73,400	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入している 資金について 利率の見直し を行った後に おいては当該 見直し後の利 率)	償還の方法 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し若しくは、繰上げ償還又は低利に借換えすることができ。
災害援護資金貸付債	3,500			
児童センター整備事業	252,500			
町道新設改良事業	139,500			
緊急防災・減災事業	56,300			
小学校施設改修事業	7,300			
合 計	532,500			

議案第34号

令和7年度岩美町代替バス運送事業特別会計予算

令和7年度岩美町の代替バス運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76,219千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予算 (単位：千円)

歳入	款	項	金額
1 使用料及び手数料	料		2,250
		1 使用料	2,250
2 県支出金	金		20,494
		1 県補助金	20,494
3 繰入金	金		43,473
		1 他会計繰入金	43,473
4 繰越金	金		1
		1 繰越金	1
5 諸収入	入		10,001
		1 町預金利息	1
		2 雑収入	10,000
歳入	入	合計	76,219

(単位：千円)

歳出	款	項	金額
1	総務費		76,019
		1 総務管理費	76,019
2	備費		200
		1 予備費	200
	歳出	合計	76,219

議案第35号

令和7年度岩美町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度岩美町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ198,647千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予 算 (単位：千円)

歳 入	款	項	金 額
1	後期高齢者医療保険料		140,814
2	使用料及び手数料	1 後期高齢者医療保険料	140,814
3	広域連合支出金	1 手 数 料	7
4	繰 入 金	1 広 域 連 合 委 託 金	4,281
5	繰 越 金	1 他 会 計 繰 入 金	53,341
6	諸 収 入	1 繰 越 金	1
		1 延滞金加算金及び過料	203
		2 償還金及び還付加算金	1
		3 雑 入	201
	歳 入	合 計	198,647

(単位：千円)

歳出

款	項	金額
1 総務費		7,054
	1 総務管理費	7,022
	2 徴収費	32
2 広域連合納付金		191,392
	1 広域連合納付金	191,392
3 諸支出金		201
	1 償還金及び還付加算金	201
歳出	合計	198,647

議案第36号

令和7年度岩美町国民健康保険特別会計予算

令和7年度岩美町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,355,837千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予 算 (単位：千円)

歳 入	款	項	金 額
1	国民健康保険税		163,826
2	使用料及び手数料	国民健康保険税	163,826
3	県支出金	1 手数料	77
		2 県補助金	1,066,422
4	財産収入	2 財政安定化基金交付金	1,066,421
		1 財産運用収入	97
5	財産収入	1 財産運用収入	97
6	繰入金	1 寄附金	1
		2 他会計繰入金	125,304
7	繰越金	2 基金繰入金	87,741
		1 繰越金	37,563
8	諸収入	1 繰越金	1
		2 延滞金加算金及び過料	109
		3 町預金利子	4
		3 雑収入	1
	歳入	合計	104
			1,355,837

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		
	1 総務管理費	10,421
	2 徴税費	9,529
	3 運営協議会費	693
		199
2 保険給付費		1,041,500
	1 療養費	868,788
	2 高額療養費	168,500
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	3,002
	5 葬祭諸費	1,200
3 国民健康保険事業費納付金		263,816
	1 医療給付費分	176,437
	2 後期高齢者支援助金等分	68,276
	3 介護納付金分	19,103
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		30,549
	1 特定健康診査等事業費	11,422
	2 保健事業費	7,643
	3 健康管理費	11,484
6 積立金		97
	1 積立金	97
7 諸支出金		7,453
	1 償還金及び還付加算金	1,581
	2 延滞金	1
	3 繰出金	5,871

款	項	額
8 予	備 費	2,000
	1 予 備 費	2,000
歲	出 合 計	1,355,837

議案第37号

令和7年度岩美町介護保険特別会計予算

令和7年度岩美町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,500,016千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予 算

(単位：千円)

歳 入	款	項	金 額
1	保 険 料	1 介 護 保 険 料	292,875
2	使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料 2 手 数 料	292,875 90 77 13
3	国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	387,632 253,530 134,102
4	支 払 基 金 交 付 金	1 支 払 基 金 交 付 金	388,067
5	県 支 出 金	1 県 負 担 金 2 県 補 助 金	388,067 210,008 198,733 11,275
6	財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	99
7	繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	209,479
8	繰 越 金	1 繰 越 金	209,479
9	諸 収 入	1 雑 入	1 1 1 1
10	サービス事業勘定サービス収入	1 予 防 給 付 費 収 入	6,101
11	サービス事業勘定繰入金	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,101 5,663 5,663
	歳 入	合 計	1,500,016

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	12,152
	2 徴収費	7,299
	3 介護認定審査委員会費	3,922
	4 趣旨普及費	25
2 保険給付費		1,391,576
	1 介護サービス等諸費	1,280,144
	2 介護予防サービス等諸費	47,443
	3 その他の諸費	1,824
	4 高額介護サービス等費	34,445
3 地域支援事業費	5 特定入所者介護サービス等費	27,720
		75,833
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	33,535
	2 一般介護予防事業費	12,387
	3 包括的支援事業・任意事業費	29,491
4 基金積立金	4 その他の他諸費	190
	5 高額介護予防サービス費	230
		8,411
	1 基金積立金	8,411
		280
5 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	280
		7,835
6 サービス事業勘定総務費	1 サービス管理費	7,835
		3,929
7 サービス事業勘定事業費	1 介護予防支援事業費	3,929
	合計	1,500,016

議案第38号

令和7年度岩美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度岩美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 給水戸数 | 4,431戸(10,682人) |
| (2) 年間総給水量 | 1,054,000m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 2,888m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 水道施設改良事業 262,423千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入
第1款 水道事業収益	268,849千円
第1項 営業収益	211,540千円
第2項 営業外収益	57,309千円

	支	出
第1款	水道事業費用	268,849千円
第1項	營業費用	239,127千円
第2項	營業外費用	29,572千円
第3項	予備費	150千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額111,337千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,223千円、過年度分損益勘定留保資金88,114千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款	資本的収入	266,749千円
第1項	企業債	175,900千円
第2項	出資金	9,494千円
第3項	補助金	72,835千円
第4項	負担金	8,520千円

	支	出
第1款	資本的支出	378,086千円
第1項	建設改良費	262,423千円
第2項	企業債償還金	115,662千円
第3項	基金積立金	1千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設改良事業	千円 175,900	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政都合により、据置期間及び償還期限を短縮し若しくは、繰上げ償還又は低利に借換えすることができるとが

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

26,663千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,810千円と定める。

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

議案第39号

令和7年度岩美町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度岩美町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 水洗化人口 | 8,654人 |
| (2) 年間有収水量 | 844,000m ³ |
| (3) 主要な建設改良事業 | 管渠建設改良事業 217,688千円 |
| | 処理場建設改良事業 61,359千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中会計処理に係る委託費2,112千円の財源に充てるため公営企業会計適用債2,100千円を借り入れる。

	収入
第1款 下水道事業収益	427,368千円
第1項 営業収益	199,118千円
第2項 営業外収益	228,250千円

		支 出
第1款	下水道事業費用	4 2 7, 3 6 8 千円
第1項	營業費用	3 7 7, 4 2 8 千円
第2項	營業外費用	4 9, 7 9 0 千円
第3項	予備費	1 5 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額56, 279千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額12, 782千円、過年度分損益勘定留保資金43, 497千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第1款	資本的収入	5 4 0, 9 5 5 千円
第1項	企業債	2 9 4, 2 0 0 千円
第2項	補助金	1 4 4, 6 4 1 千円
第3項	負担金等	5 5, 2 6 5 千円
第4項	出資金	4 6, 8 4 9 千円
		支 出
第1款	資本的支出	5 9 7, 2 3 4 千円
第1項	建設改良費	2 8 6, 9 5 3 千円
第2項	企業債償還金	3 0 3, 5 7 4 千円
第3項	基金積立金	6, 7 0 7 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設 建設改良事業	113,700	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて利率の見 直しを行った後 においては当該 見直し後の利 率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行 その他の場合には、その 債権者と協定するもの による。ただし、町財政の 都合により、据置期間及 び償還期限を短縮し若し くは、繰上げ償還又は低 利に借換えすることがで きる。
資本費平準化債	180,500			
公営企業会計適用債	2,100			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

6, 266千円

令和7年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

議案第40号

令和7年度岩美町病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度岩美町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	99床
(2) 年間患者数	
入院	32,485人(医科 32,485人)
外来	64,152人(医科 48,357人)
	(歯科 7,290人)
	(介護 5,589人)
	(訪問看護 2,916人)

(3) 一日平均患者数

入院	89人
外来	264人

(4) 主要な建設改良事業

医療機械器具等購入事業	35,110千円
-------------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	支出
第1款 病院事業収益	2,167,485千円	
第1項 医業収益	1,716,864千円	
第2項 介護サービス収益	45,149千円	
第3項 訪問看護ステーション収益	31,383千円	
第4項 医業外収益	374,088千円	
第5項 特別利益	1千円	
第1款 病院事業費用		2,366,820千円
第1項 医業費用		2,287,207千円
第2項 訪問看護ステーション費用		36,922千円

第3項 医業外費用	41,791千円
第4項 特別損失	600千円
第5項 予備費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額147,248千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,950千円、過年度分損益勘定留保資金143,298千円で補てんするものとする。）。

	収 入	支 出
第1款 資本的収入	178,193千円	
第1項 企業債	33,000千円	
第2項 出資金	137,443千円	
第3項 補助金	7,750千円	
第1款 資本的支出		325,441千円
第1項 建設改良費		43,448千円
第2項 企業債償還金		274,793千円
第3項 看護師奨学金貸付金		4,800千円
第4項 薬剤師奨学金貸付金		2,400千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	項目	期間	限度額
薬剤師奨学金支援助成金		令和8年度から令和14年度まで	2,835千円
看護師奨学金貸付金		令和8年度から令和10年度まで	7,200千円
薬剤師奨学金貸付金		令和8年度	2,400千円
ネットワーク機器保守委託料		令和8年度	450千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具 購入事業等	33,000 千円	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを行 った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合に は、その債権者と協定するものによ る。ただし、町財政の都合によ り、据置期間及び償還期限を短縮 し若しくは、繰上げ償還又は低利 に借換えすることができ。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 1,274,491千円

(2) 交際費 1,000千円

(他会計からの補助金)

第9条 医療機器購入等のため国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,871千円である。

国民健康保険特別会計

5,871千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、454,287千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	種類	名称	数量
医療機器	機器	ハンフリーールドアナライザー	一式
医療機器	機器	マンモグラフィ装置	一式

令和7年3月5日提出